

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室・
高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準』について」に関するQ & Aの送付について

計5枚（本紙を除く）

Vol.717

平成31年4月2日

厚生労働省老健局
総務課認知症施策推進室・
高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3971)
FAX：03-3595-2888

事務連絡
平成31年4月2日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準』について」に関するQ&Aの送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、「『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準』について」（平成31年3月29日社援発0329第18号、障発0329第17号、老発0329第5号、厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知。以下「通知」という。）（別添）を発出したところです。

このほど、別添通知に関するQ&Aを送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

「『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準』について」に関するQ & A

【全サービス共通（訪問系サービスを除く）】

問1 「一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとること」とされているが、
①「一定期間」とはどの程度の期間なのか。受け入れ施設が自由に設定して良いのか。
②「チームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保する」とは具体的にどのような体制を指すのか。

(答)

1号特定技能外国人については、介護の一定の専門性・技能を有していることから、就労と同時に介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準に算定する取扱いとしているところがあるが、その就労に当たっては、利用者のケアを第一に考え、受入施設に順応する期間を設ける取扱いとする。

①について

「一定期間」とは、受け入れた外国人材が受け入れ施設における業務に順応するまでの期間であり、6ヶ月を想定している。

②について

「チームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保する」とは、

1. 外国人材と日本人職員が一体となって介護にあたること
2. 介護技術習得の機会の提供
3. 外国人材に対する日本語習得の機会の提供

といった取組み等を通じ、受け入れ施設における順応のサポート、ケアの安全性の確保を図るものである。